

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 申請手続きについて

～農地所有者「自ら」が市民農園を開設する場合～

1 事前相談・協定締結内容の協議

協定締結に向け、2者間〔所有者（開設者）・市〕で協定内容について協議します。
協定案を作成している場合、下記2で提出していただく添付書類とともに提出してください。

2 国分寺市へ「貸付協定」を提出【提出する農業委員会総会の前々月25日締切】

- ① 市と内容協議済の貸付協定2部（所有者の自署又は記名）※後日1部を返却します。
- ② 特定農地貸付けする農地の位置及び周辺の状況を表示する図面
（案内図・公図の写し）※コピー可
- ③ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）※3か月以内に発行された最新のもの（原本）
- ④ 貸付規程（作成されている場合）

3 国分寺市農業委員会への承認申請【提出する農業委員会総会の前月25日締切】

- ① 特定農地貸付けの承認申請書
- ② 貸付規程
- ③ 市と締結した貸付協定の写し
- ④ 特定農地貸付けする農地の位置及び周辺の状況を表示する図面
（案内図・公図の写し）※コピー可
- ⑤ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※コピー可
- ⑥ 委任状（申請者以外の者が手続きをする場合）

農業委員会へ承認申請書を提出後、農業委員会総会（毎月1回20日頃開催）で議案審議します。また、総会開催月上旬に農業委員・事務局による現地調査を行います。所有者（開設者）の方のお立ち合いをお願いします。

4 注意事項

承認後に必要な手続きや注意事項については改めてお伝えします。

相続税納税猶予適用農地については、別途手続きが必要となります。

御不明点は下記担当までお問い合わせください。

【国分寺市役所経済課農業振興係（農業委員会事務局）042-312-8612】